常任委員会審査状況

6月定例会に上程された議案を各委員会に付託して審査を行いました。
6月17日と23日には予算決算委員会を、20日には文教福祉・建設水道委員会と各分科会を、21日には総務・生活産業委員会と各分科会を開催しました。各委員会の審査状況は以下のとおりです。

総務委員会（総務分科会）

議案第33号の関係部分ほか2件を審査した。議案第33号については、コミュニティFM広報費に関して、委託企業の経営状況等とその影響、市制70周年記念事業記念式典開催費の記録ビデオの内容等を尋ねる質疑、議案第37号及び議案第38号の工事請負契約の変更は、いずれも新消防庁舎工事請負契約の変更に関するものであり、契約金額を増額した理由や分析費用が増えたものによるものであるのかを尋ねる質疑等があったが、採決の結果、いずれも全会一致で原案可決すべきものと決定した。

文教福祉委員会（文教福祉分科会）

議案第33号の関係部分ほか3件を審査した。議案第33号については、地域支え合い体制づくり事業費、在宅生活支援事業費、乳児家庭全戸訪問事業費、各種がん検診費と歯周病検診費、学校人権教育費、幼児期からの一貫した教育の連携推進事業費、コミュニティ・スクール推進事業費、武道必修化研究事業費、外国人児童生徒学習支援事業費、学校給食センター運営費等の事業の詳細を尋ねる質疑があった。修正案が提出された学校給食センター施設整備費については、用地代や建設費用等の初期投資、年間のランニングコスト、財源等を尋ねる質疑、教育関係での事業優先度、自校方式とセンター方式とのメリットとデメリット、給食費の未納問題、審議会の答申の重み、三重県が全国的に遅れている点、給食実施に関するアンケートの内容と方法、後世への財政的な負担、義務教育のなかでの食育等について、質疑や議論等があった。討論では、まず議案第33号の原案について、乳児家庭全戸訪問については、すべての子どもの健康づくりにつなげてほしいとの意見、市民後見人へのサポートをしっかりおこなってほしいとの意見、遅れていた給食の整備が前進することを評価したいとの意見、次に、議案第33号の修正案については、賛成の意見として、給食センターの整備には約27億円もの費用がかかり即断するべきではなく、さらなる調査研究が必要であるとの意見、センター方式よりも自校方式の方が優れており、給食センター施設整備費を削除する修正案に賛成したいとの意見があったが、採決の結果、修正案については、賛成少数で否決すべきと、原案については賛成多数で可決すべきものと決定した。議案第34号については、ハーモニーの人員体制や利用についてのお知らせ、議案第36号については、深伊沢小学校体育館の増改築について、東日本大震災の影響による工事の遅れや、使用する資材、空調等について、議案第39号については、調停の内容を詳しく尋ねる質疑があったが、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

生活産業委員会（生活産業分科会）

議案第33号の関係部分ほか1件を審査した。議案第33号については、自然環境保全費のしぜん文化祭費について、県との事業規模の内訳、環境基本計画策定費については、計画の策定方法と審議会の選定方法、自然エネルギーに関することへの配慮の必要性、農業用施設整備費の内容、新設改良事業費で水路改修の場所、開発整備課で所管する土木、河川、水路関係の事業の考え方、河川改良費について、堀切川の事業内容の詳細、地産地消推進事業費について、推進協議会の構成と会議の頻度、水路・ため池等整備事業費、小規模市単土地改良費、農地・水保全管理事業費、農業用施設整備費、林道改良費、東日本大震災被災地支援事業費の内訳の詳細、自転車駐車場管理費の整理業務委託の内容、交通安全対策事業費、長太ノ浦駅前自転車駐車場の事業費の工事費や契約方法、要援護者用非常用トイレ整備事業費、木造住宅耐震補強工事費補助等について質疑や意見等があったが、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。議案第35号の鈴鹿市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正については、別段異議なく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

建設水道委員会（建設水道分科会）

議案第33号の関係部分1件を審査した。議案第33号については、道路反射鏡等設置事業費について、対象内容を尋ねる質疑、歩道整備事業費については、具体的な施工場所と内容を、幹線道路計画推進費については、詳細を尋ねた上で、当初の10年計画をなぜ５年で見直しを計るのか、計画自体があまくないか、市民に混乱をきたさないかなどの質疑があった。また、河川改良事業費の北長太川の分については財源がすべて一般財源になるとのことだが、今後の見通しについてを尋ねる質疑、その他の河川については、災害対策も考慮した上で改良順位を決定して欲しい旨の意見があった。新設改良事業費について、対応する排水路の件数と地域、事業内容を尋ねる質疑、街路整備事業費については、今回の補正額全てが用地補償費なのか、これで用地補償は完了するのか、整備事業の今後の予定や進捗状況によっては補助金返還にならないかを危惧する質疑、江島総合スポーツ公園拡張事業費については事業内容と施工面積、利用方法、地権者、契約方法を尋ねる質疑等があったが、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。